

日時：2023年7月24日（月）10:00～12:00

場所：神戸市役所1号館14階 大会議室

○議題

(1) 神戸市障がい者プランの進捗状況について（資料3）

→事務局側より説明後、協議会で承認

【主な意見】

(障害者入所支援施設から地域生活への移行者数)

- ・地域生活への移行者数はA評価になっているが、待機者をどう減らしていくかという話をしてもらいたい。グループホームやデイサービスなど、障がい者が1人で暮らせる体制づくりをどうしていくのかということを経後の課題、目標としてもらいたい。
- ・精神科特例もあり、精神科病院は地域移行が進んでいない。
- ・一般のグループホームでも長期の受け入れを半年ほどかけて行っているが、体験型グループホームは実際にどれぐらいの利用があり、退院（地域移行）に結びついているのか。

(グループホームについて)

- ・グループホームの定員数は計画の目標値を達成できているとのことだが、希望数には足りていないと思う。実態に見合った目標値を立てていただきたい。
- ・グループホームを整備するためにも、例えば神戸市からの積極的な建設補助や土地の購入、建物購入、リフォームに対する助成等、色々な施策をもって推進していただきたい。あわせて、障がい者が地域で住むためには、色々な制度が充実していないといけない。
- ・精神科病院では、65歳以上の方の退院が促進されているが、24時間対応可能なグループホームはほとんどない。また、女性を受け入れ可能なグループホームも少ない。
- ・グループホームの管理責任者が足りていない。もっと育成をしてほしい。
- ・日中サービス支援型のグループホームは、制度としてはまだ新しくなかなか増えない。また、日中にスタッフを置くことは経営的にも人材確保の意味でも非常にハードルが高い。実態について調査し、財政的な裏付けを持った支援も必要ではないかと思う。
- ・グループホームは国の制度としては進んでいる。神戸市には、それを質、量ともに拡充していくことを頑張ってもらいたい。
- ・国は重度、高齢化に対応するために新しい類型の日中サービス支援型を打ち出したが、経営や運営が成り立たないのであれば、国に考え直してもらわないといけないこともあると思う。

(計画相談支援員について)

- ・相談支援員の不足は、財政的な不足を法人内で補填する、体制的な問題を残業や兼務で対応する、時間を割いて対応したケースが報酬として請求できないなど、相談支援事業の報酬が実態と見合っていないという部分もある。
- ・きょうされんの実態調査で神戸市のセルフプランの割合が高いことが課題として報告されている。抜本的な体制強化、改善が必要であると思うので、課題を確認し、当事者やその家族の声を聴いて計画作成に反映していただきたい。
- ・今年4月からの人材確保のための補助事業の拡充は大変ありがたい。人材確保の次は、人材育成が必要になる。事業者に対する経営やノウハウ等のサポートについても強化していただきたい。

(重度の心身障がいのある人の災害時の個別避難計画について)

- ・実績があまりにも少ない。特別支援学校等に所属していない方への周知方法を今後、検討していただきたい。
- ・避難計画は訓練をしないと完結したことにはならない。訓練も同時に遂行していただいたらよいと思う。また、計画作成の際には避難所への移動だけではなく、親戚のところに行く場合など、その他の場面も含めたうえでの計画を立てるようにしていただきたい。
- ・国の EMIS (広域災害・救急医療情報システム) が当事者のご家族にとって分かりにくい部分もあると思う。また、単に計画を作るだけではなく、毎年、状況に応じて作り変えていくことが非常に難しい。例えば特別支援学校の教員の方など、誰かと一緒に作らないと無理だと思う。さらに、医療機関にとっても登録が非常に手間である。しっかりと方法を考えて地道に取り組むしかない。単に数値だけで評価するというのも問題だと思う。

(その他)

- ・医療的ケア児等に関するコーディネーターが、事例に1人で対応することはとても大変であり、複数人で、いろいろと相談しながら対応する必要があると思う。そのため、計画の目標は複数人配置とするのではなく、人数を記載すべきではないか。
- ・相談支援のサービス管理責任者や児童発達支援管理責任者について、国が制度の見直しにより質を高めようとして、逆に数が足りない状況になっている。
- ・手話講座の啓発資材というのは目に触れることがなかなかない。また、手話講座を平日の日中に実施しても、若い方や働いている方々はなかなか受けられず、受講できる方は限られる。それが広がっていかない一つの原因ではないか。今後ご検討いただきたい。

○報告

- (1) 次期計画の策定について (資料4)
- (2) 計画相談支援導入の推進について (資料5)
- (3) 福祉局相談支援課の新設について (資料6)
- (4) 障害者差別解消法について (資料7)

→事務局より説明

【主な意見】

(1) 次期計画の策定について (資料4)

- ・現在の6か年計画策定後に制定された、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法において、意思疎通支援者の確保・養成が自治体の義務になった。PDCA 評価の指標としては、啓発ではなく人材確保について挙げていただいた方がよいと思う。
- ・障がい者が地域で暮らすために、待機者と施設の数はどう減らしていくのか、次期計画に少し入れてもらえればと思う。
- ・入所施設が本当に必要な人というのはいる。まずはそういった方の受け皿づくりがあり、それから施設の入所者数を減らすことにつながると思う。そのことを頭に置いていただきたい。

(3) 福祉局相談支援課の新設について

- ・新しい課ができたために、ひきこもり支援室とこども・若者ケアラー相談・支援窓口が縦割りにならないようにしてほしい。特に、ひきこもりと、こども・若者ケアラーの早期発見という視点では、教育委員会との連携は絶対に欠かせないと思う。
- ・同じ建物に民間の色々な相談窓口もあるので、連携をとっていただきたい。